

第4章

安全・快適、みどりあふれるまち

40-1	良好な地域環境を作る …	150	45	地域生活を支える 駅周辺のまちづくり ……	177
40-2	地域特性を活かした まちづくりの推進 ……	154	46	みどりの保全と創出 ……	179
41	災害に強い安全な まちづくり ……	158	47	脱炭素社会の実現 ……	182
42	地域防災力の向上 ……	162	48	リサイクルの推進と ごみの発生抑制 ……	185
43	安全・安心な地域づくり …	167	49	住まい確保のサポート ……	190
44	鉄道・道路など 都市インフラの整備 ……	169			



密集住宅市街地整備促進事業を実施した江古田北部地区

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「練馬区の環境」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させ、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

これまで区が関係地域になった事業は、5年度末現在20件である。5年度は、「和光都市計画事業和光北インター東部地区土地区画整理事業」に係る手続が行われた。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（Ox）および浮遊粒子状物質（SPM）等によって引き起こされる。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：

「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

【大気汚染物質に関する環境基準】

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は7か所の測定室を設置している。5年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

なお、大気汚染は改善傾向にあるため、北町小学校、大泉北小学校、大泉町三丁目での測定を元年度末、長光寺橋公園、小竹、高松一丁目を4年度末で終了した。

【大気汚染測定結果（区測定）】

5年度

測定室	二酸化窒素 (単位：ppm)			浮遊粒子状物質 (単位：mg/m ³)			光化学オキシダント (単位：ppm)	
	適否	1日平均値	1時間値の98%日平均値	適否	1日平均値	2%日平均値の除外値	適否	1時間値
豊玉北	○	0.011	0.029	○	0.014	0.030	×	0.129
石神井南中学校	○	0.011	0.032	-	-	-	×	0.123
大泉中学校	○	0.013	0.034	-	-	-	×	0.107
くすのき緑地	○	0.018	0.038	-	-	-	-	-
石神井西小学校	○	0.015	0.035	-	-	-	-	-
谷原交差点	○	0.016	0.033	○	0.014	0.031	-	-
大泉町四丁目	○	0.013	0.031	-	-	-	-	-

(1) 二酸化窒素1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

1時間値の1日平均値は、つぎのとおりである。
全か所とも環境基準を下回っていた。

【一般環境】

(単位：ppm)

測定室	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
豊玉北	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
石神井南中学校	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
大泉中学校	0.014	0.014	0.015	0.013	0.013

【沿道環境】

(単位：ppm)

測定室	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
北町小学校	0.020	---	---	---	---
くすのき緑地	0.022	0.020	0.020	0.019	0.018
石神井西小学校	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015
長光寺橋公園	0.019	0.019	0.017	0.016	---
谷原交差点	0.019	0.018	0.018	0.017	0.016
大泉北小学校	0.015	---	---	---	---
小竹	0.015	0.015	0.014	0.014	---
高松一丁目	0.015	0.015	0.014	0.013	---
大泉町三丁目	0.015	---	---	---	---
大泉町四丁目	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013



- (2) 浮遊粒子状物質 1 時間値の 1 日平均値
1 時間値の 1 日平均値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

[浮遊粒子状物質] (単位: mg/m³)

測定室	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
豊玉北	0.015	0.015	0.012	0.014	0.014
長光寺橋公園	0.015	0.014	0.012	0.014	---
谷原交差点	0.017	0.017	0.013	0.015	0.014
小竹	0.014	0.013	0.011	0.012	---
高松一丁目	0.013	0.014	0.011	0.013	---

- (3) 光化学オキシダント 1 時間値
環境基準 (1 時間値 0.06ppm 以下) については、全か所ともに達成していない。

[光化学オキシダント] (単位: ppm)

測定室	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
豊玉北	0.145	0.178	0.149	0.160	0.129
石神井南中学校	0.158	0.151	0.156	0.149	0.123
大泉中学校	0.145	0.133	0.106	0.123	0.107

2 光化学スモッグ

5年度の注意報の発令日数は3日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

5年度も区内3か所で年4回(5・8・11・2月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点で環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

5年度も区内4か所で年4回(5・8・11・2月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.19本/L(総繊維数濃度)であった。

なお、アスベストの環境基準は設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

平成18年1月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」の対象外であったアスベスト含有成形板等の除去等工事についても規制の対象とした。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

「改正大気汚染防止法」が3年4月に一部施行され、アスベスト含有成形板等の除去等工事も法の規制対象に加えられたことから、法との整合を図るため条例を改正した。4年4月から改正法による事前調査結果報告制度が開始されたことに合わせて、アスベスト含有建材の除去等工事に関する標識の設置に係る報告を条例で義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区に報告することが義務付けられている。5年度は、ガソリンスタンド等45事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、指定された26物質(揮発性有機化合物、重金属、農薬等)の取扱い履歴のある事業所が、事業場の廃止または主要な施設等を除却する場合、あるいは3,000m²以上の土地等を改変する場合(都所管)は土壌調査

が義務付けられている。

なお、調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。

5年度は、土壌汚染状況調査報告書等の届出が11件あった。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月から区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。5年度の測定結果は0.024～0.082マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる。

5年度の水質調査結果は、降雨や河川改修工事の影響を除き、人の健康に影響を及ぼす恐れのある有機重金属等の項目について、環境基準を満たしていた。一方、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目について、白子川の新東埼橋付近のpH値が環境基準を満たさなかった。

●公害に関する苦情および相談の処理事務

騒音、振動および悪臭等の公害問題に関する対応として、騒音計および振動計の貸出し、啓発パンフレットの配布、相談等を受け付けている。

相談等への対応として、現地調査、対象となる原因者への指導等を行っている。夜間に発生している相談への対応として、夜間騒音等実態調査も実施しており、5年度は延べ25件実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕 (単位：件) 5年度

	工場	指定作業場	建設作業	一般	不明	合計(件)	構成比(%)
ばい煙	—	—	—	5	1	6	1.6
粉じん(※)	—	—	49	1	—	50	13.4
有害ガス	—	—	—	—	—	—	—
悪臭	—	1	2	35	3	41	11.0
汚水	—	—	—	1	—	1	0.3
騒音	1	5	100	65	1	172	46.1
振動	—	1	82	3	1	87	23.3
地盤沈下	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	1	12	3	—	16	4.3
合計	1	8	245	113	6	373	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント
※：石綿に関するものを含む

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」(平成9年3月制定)、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」(21年10月制定)に基づき、まちの美化や安全で快適な歩行空間を確保するため、区・区民・事業者が協力してつぎの取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

5年度は、5月と11月を美化活動月間と位置づけ、町会・自治会を中心に清掃活動を実施した。

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組む地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供している。(5年度37地区 44,017世帯)

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。(5年度町会・自治会75団体 58,054世帯、ボランティア団体36団体 3,310人)

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

平成21年12月から、マナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 電柱巻看板による周知

歩行喫煙等禁止の看板を区内246本の電柱に掲出している。

(3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、練馬駅2か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。



〔電柱巻看板〕

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、平成14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度は2.6%であったが、令和5年度は0.1%にまで減少した。(数値は4駅全20調査地点の集計値)

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、平成 19 年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の 4 駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、4 駅合計で 1 日あたり 500 本前後であった。5 年度は 169 本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去している。5 年度は 1 件、1 か所、2 m²を消去した。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する場合、その原因となる巣の撤去などを行っている。5 年度は 23 巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

平成 30 年度から、アライグマやハクビシンが天井裏へ侵入するなどの生活被害を受けている場合、わなを設置し、捕獲する事業を行っている。5 年度はハクビシンを 1 頭、アライグマを 2 頭捕獲した。

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理されていない空き家やごみ屋敷が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」（平成 29 年 7 月制定）に基づき、空き家等の発生予防、有効活用および管理不全な空き家への必要な措置を進めている。また、「空家地域貢献事業」の条件を満たす空き家については、所有者等と活用希望団体等のマッチングに取り組み、有効活用を促進している。5 年度は 2 件成立した。

〔空き家相談対応件数〕 (単位：件)

年度	3	4	5
相談件数	295	344	466
適正管理通知件数	150	130	180

●あき地管理

「あき地の管理の適正化に関する条例」（昭和 45 年 10 月制定）に基づき、所有者等に対し、あき地の適正な管理を依頼している。

〔あき地相談対応件数〕 (単位：件)

年度	3	4	5
相談件数	82	101	106
適正管理通知件数	59	34	39